

● 植物検疫とは ●

植物検疫は農作物や森林などの緑に重大な被害をもたらす病害虫の侵入・まん延を防いでいます

リンゴやナシの果実を食害するコドリンガの幼虫



左：カンキツ、マンゴウなどの果実を食害するミカンコミバエ
右：細菌により急速に枯死した樹木（火傷病）



病害虫が侵入・まん延すると農作物に深刻な被害を与えます

植物の病害虫が新たな地域に侵入すると、思いもよらぬ大きな被害を与えることがあります。このため日本をはじめ多くの国が植物検疫を行い、自国への病害虫の侵入・まん延を防いでいます。

全国の海空港で病害虫の侵入を防ぐ水際作戦が展開されています

全国の海空港では、貨物、携帯品、郵便物といった植物が持ち込まれる形態を問わず、輸入される都度、植物検疫官による検査が行われています。



郵便物



船積み貨物



コンテナ貨物



航空貨物



携帯品

● 植物検疫の歴史 ●

世界の農作物は国外からの病害虫によって大きな被害を受けてきました

植物の病害虫が新天地に侵入すると、農作物や緑に思いもよらない大きな被害を与えることがあります。また、一度侵入した病害虫の根絶が難しいことも歴史が物語っています。

一国の人口を半減させたジャガイモ疫病

18世紀半ばに北米からヨーロッパに持ち込まれたジャガイモから疫病が広がり、ジャガイモの生産は壊滅的な被害を受けました。

↓

アイルランドは主にジャガイモを主食として食べていたため、深刻な食糧難となり、病気と飢餓のために80万人から100万人が亡くなりました。その後10年間でアメリカ、イギリス及びカナダなどへ200万人以上移住したといわれ、人口は半減しました。



ジャガイモ疫病の茎葉



ダブリンにある飢餓追悼碑

フランスの食卓からワインを消した害虫

ワインの生産国のフランスでは、ブドウうどんこ病が広がり、ブドウの生産量が大きく減少したため、18世紀半ばに、アメリカからうどんこ病に強いブドウの苗を輸入しました。その際にブドウ苗木に付着したブドウネアブラムシがフランスに侵入し、10年足らずの間にフランス全土にまん延しました。

↓

新しい害虫に襲われたフランスのブドウ園は甚大な被害を受けて、当時のワイン生産量は30%程度に減少したと言われています。その被害を知った隣国のドイツが1872年に「ブドウ害虫予防令」を公布して繁殖用ブドウ苗の輸入を禁止しました。これが植物検疫の始まりと言われています。



ブドウネアブラムシにより虫こぶができた葉と根

● 植物防疫所の仕事 ●

輸入

植物検疫

海外からの病害虫の侵入を防ぐために 輸入検疫を行っています



日本は諸外国から穀類や青果物、種苗類など多くの植物を輸入しています。

外国から輸入される植物に病害虫が付着して入ってくると農業に大きな被害が発生する恐れがあるため、輸入時に植物検疫(検査)を行っています。

輸出

植物検疫

日本の農産物を輸出するために輸出相手国の 要求に応じた検疫を行っています



〈輸出時の検疫〉

日本から輸出される植物に輸出相手国が指定する病害虫の付着がないか検査し、相手国から要求されている消毒などが実施されているかについて確認します。

〈栽培中の検疫〉

種子や苗木などは栽培中に病害虫が発生していないことを証明するように要求される場合が多く、例えばEU向けの盆栽などは輸出に先立ち2年間に年6回の栽培中の検査が求められています。

国内

植物検疫

国内で病害虫のまん延を防止するために さまざまな対策を行っています



〈指定種苗検疫〉

ジャガイモは親イモを植えて生産されます。もしも、親イモに病害虫が付いていると、生産される子イモにも引き継がれてしまい、生育不良、減収などの影響が出てきます。

このため、病気や害虫が付いていないかをジャガイモ畑で検査します。

〈植物等の移動規制〉

南西諸島(沖縄・奄美・トカラ)、小笠原諸島には国内の他の地域に発生していない重要な病害虫が発生しているため、これらの地域から対象病害虫及びその病害虫の寄主となる植物(サツマイモなど)の移動を制限しています。

〈侵入調査〉

万が一重要な病害虫が日本に侵入してしまった場合に早期に防除ができるよう、全国の主要な海空港などで誘引剤を入れたトラップを設置し、調査を実施しています。

● 輸入植物検疫 ●

輸入禁止品



果物の多くや野菜、
苗など、日本への持ち込みが禁止
されている品目があります



- 万一日本に侵入した場合、農作物や緑に大きな被害を及ぼす危険性が高く、輸入時の検査で発見が困難な病害虫の寄主植物を輸入禁止対象としています。
- また、多くの病害虫が潜伏している土や土の付着した植物、植物に有害な生きた病害虫そのものも輸入禁止対象です。



輸入検査品



- 輸入検査品の植物を日本へ持ち込むには、輸出国政府機関で検査を受け、発行された検査証明書を添付して輸入することが必要です。
- 輸入検査を受けて合格すれば、国内に持ち込むことができます。

● 輸入植物検疫 ●

病害虫の寄生や分布が異なるため
植物の種類や生産国（経由国）に
よって検疫対応が
異なります。



✖ 持ち込めません

🔍 輸出国の検査証明書と入国時の検査が必要です。

	ブドウ	リンゴ	カンキツ類	マンゴウ	アスパラガス
 アメリカ合衆国（本土）	🔍	✖ コドリンガ 火傷病	🔍 ※ 一部地域、種により検疫措置必要	🔍 ※ 一部地域、検疫措置必要	🔍
 アメリカ合衆国（ハワイ諸島）	✖ チチュウカイミバエ ミカンコミバエ種群	✖ チチュウカイミバエ ミカンコミバエ種群	✖ チチュウカイミバエ ミカンコミバエ種群 （種によりウリミバエ）	✖ チチュウカイミバエ ミカンコミバエ種群 ウリミバエ	🔍
 韓国	🔍	✖ 火傷病	🔍	🔍	🔍
 タイ	✖ ミカンコミバエ種群	✖ ミカンコミバエ種群	✖ ミカンコミバエ種群 （種によりウリミバエ）	✖ ミカンコミバエ種群 ウリミバエ	🔍
 イタリア	✖ チチュウカイミバエ	✖ チチュウカイミバエ コドリンガ 火傷病	✖ チチュウカイミバエ	✖ チチュウカイミバエ	🔍

※植物を輸入の際、検疫条件が不明の場合は、植物防疫所のホームページまたは植物防疫所にご照会ください。

● 輸出植物検疫 ●

病害虫の国際的なまん延を防ぐため、輸出相手国の要求に応じた検疫を行っています

- 生育期間中の検査が要求される植物は、栽培場所でも検査を行います（栽培地検査）
- 品質維持や物流効率化に応じて、植物防疫所や海空港のほか、選果場や市場などの集荷地でも検査を行っています（集荷地検査）



EU向けの盆栽の栽培地検査（香川県）



台湾向けリンゴの輸出検査（神戸港）



チリ向けニンジン種子の栽培地検査（滋賀県）



台湾向けナシの輸出検査（神戸港）



EU向け草本苗の栽培地検査（滋賀県）

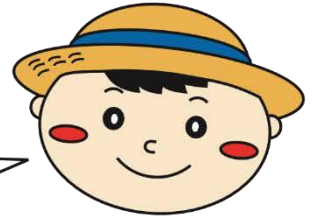


EU向けユズの集荷地検査（高知県）

● 国内検疫 ●

沖縄方面などから持ち出せない植物があります

旅行ではおみやげにご注意ください。



サツマイモのなかま



サツマイモ(紅イモ)



エンサイ(ウンチーパー)



アサガオ



アリモドキゾウムシ



イモゾウムシ

アリモドキゾウムシやイモゾウムシはサツマイモの害虫で、沖縄、奄美、小笠原など日本の一部に発生しています。

ミカンのなかまの苗木



シークワーサー



タンカン



ゲッキツ



カンキツグリーニング病(左)

カンキツグリーニング病は、ミカンのなかまの木を枯らす病気で、ミカンキジラミという虫で伝搬します。沖縄、奄美など日本の一部に発生しています。



ミカンキジラミ